

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月3日
【事業年度】	第60期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社三栄コーポレーション
【英訳名】	SANYEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水谷 裕之
【本店の所在の場所】	東京都台東区寿4丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3847-3500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 功
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区寿4丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3847-3500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 功
【縦覧に供する場所】	株式会社三栄コーポレーション大阪支社 （大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル3階） 株式会社三栄コーポレーション名古屋支社 （名古屋市千種区千種1丁目15番1号 ルミナスセンタービル2階） 株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第60期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)～(7)省略

(8)【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

～ 省略

会社法に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度

(平成21年6月26日 定時株主総会決議)

平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、当社の取締役に対するストックオプション報酬額および付与個数の上限について決議されましたが、平成21年6月26日定時株主総会において、ストックオプション報酬額は年額250万円以内と据え置くものの、定時株主総会で新たに選任される取締役に発行する新株予約権の個数の上限は以下のとおり算出することとする変更について決議されました。

新株予約権の個数の上限

報酬年額上限金額を新株予約権付与個数算出日における新株予約権1個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより算出)で除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を上限とする。

(平成21年6月26日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(7名)および執行役員(4名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	取締役 81,000株、執行役員 24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成21年8月2日 至平成51年8月1日
新株予約権の行使の条件	・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員は当社の従業員として身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。

(訂正後)

～ 省略

会社法に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度

(平成21年6月26日 定時株主総会決議)

平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、当社の取締役に対するストックオプション報酬額および付与個数の上限について決議されましたが、平成21年6月26日定時株主総会において、ストックオプション報酬額は年額25百万円以内と据え置くものの、定時株主総会で新たに選任される取締役に発行する新株予約権の個数の上限は以下のとおり算出することとする変更について決議されました。

新株予約権の個数の上限

報酬年額上限金額を新株予約権付与個数算出日における新株予約権1個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより算出)で除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を上限とする。

(平成21年6月26日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(7名)および執行役員(4名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	取締役 81,000株、執行役員 24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成21年8月4日 至平成51年8月3日
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員は当社の従業員として身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。

以上